

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 改正にかかるパブリックコメントの実施について

1 概要

本町は、太陽光発電設備の設置及び管理に関し、発電事業と地域との調和を図り、自然環境及び景観の保全に寄与することを目的に、令和3（2021）年7月1日より「塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行し、適正な運用に努めてきた。

条例施行以降、全国的には山間部や水源地域における大規模な太陽光発電設備の設置に伴い、森林の伐採による土砂流出や災害リスクの増大、景観の著しい毀損、水源かん養機能への影響といった課題が数多く報告され、深刻な社会問題となっている。他自治体においても、これら予期せぬ外部への影響から地域住民の安全と貴重な自然資産を守るため、より実効性の高い規制への見直しが急務となっている。

本町においても、町民共通の財産である「尚仁沢湧水」をはじめとする豊かな湧水群、及び高原山系の自然環境は極めて繊細であり、一度損なわれればその回復は困難である。これまでの条例運用の実績に加え、全国的な開発動向や他地域の教訓を踏まえ、将来にわたる安心安全な生活環境を確保するため、設置を制限する区域の設定や手続きの厳格化を図る一部改正を行うものである。については、改定にあたり、広く町民の皆様からの意見・提案を伺うためにパブリックコメントを実施する。

2 意見等の募集期間

令和8(2026)年1月19日（月）から令和8(2026)年2月16日（月）

3 意見等の募集内容

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する
条例改正に対する意見等

4 閲覧場所

町ホームページ、町くらし安全課、町生涯学習センター、大宮コミュニティセンター

5 意見等の提出方法

別紙等式（任意でも可）に記入または入力のうえ、くらし安全課に郵送・
FAX・電子メールまたは直接持参。

6 意見等に対する考え方の公表

意見等については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して公表。

7 資料

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例一部改正案（条例、新旧対照表）